

## 静岡県外国人介護人材獲得強化事業に係る事前協議について

### 1 事業概要

外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着の促進を図るため、海外現地での外国人介護人材の確保に係る取組を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

### 2 事前協議

令和7年度の外国人介護人材獲得強化事業補助金の募集については、交付申請受付前に事前協議を実施します。指定の協議用資料を期限までに提出ください。

### 3 補助事業内容

以下のアからウの取組に必要な経費を補助する。

ただし、アの活動のみを実施する場合は、本事業の対象外とする。

#### ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

#### イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

#### ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動、海外現地での採用・広報活動を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

### 4 補助対象経費

3に要する経費のうち、次の経費を補助対象とする。

給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料

※Q&Aに対象経費に関する注意事項を掲載しているため、必ず御確認ください。

### 5 補助事業者

静岡県内で外国人介護人材を受け入れる(予定を含む。)介護事業所を運営する法人

## 6 補助基準額

- ・補助対象基準額は1法人あたり500,000円
- ・補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。
- ・ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※他の都道府県で本事業と内容が重複する補助を受ける場合は、本事業の補助対象とはならない。

※複数の都道府県で施設を運営する法人が本事業を申請する場合等には、補助の重複が無いよう、按分処理等を行う。

## 7 事前協議の注意事項

- ・事前協議は全て書面審査で行います。事前協議書類を期限までに指定の方法にて介護保険課へ郵送してください。
- ・観光等、事業内容の趣旨と異なる行程がある場合は補助の対象となりません。
- ・予算に限りがあるため、事前協議書の提出をすれば、申請どおりに補助金が交付されるわけではありません。
- ・事前協議書の御提出後、審査を経て協議結果をお知らせします。事業計画書等の記載内容をもとに補助対象者を決定しますので、申請書類には具体的な計画及び予算額の記載をお願いします。(先着順ではございません。)

## 8 事前協議書の提出について

### ○提出書類

- (1) 令和7年度外国人介護人材獲得強化事業費補助金に係る事前協議(様式第1号)
- (2) 対象経費の支出予定額算出内訳(様式第2号)
- (3) 金額の根拠資料(見積書、カタログ等)
- (4) 外国人介護人材獲得強化事業(海外現地での取組)内容確認表(様式第3-1号)
- (5) 事業計画書(様式第3-2号)
- (6) 外国人介護人材採用計画書(様式第3-3号)
- (7) 法人の詳細がわかる資料(法人パンフレット、現況報告書等)

### ○提出方法

郵送のみ ※御来訪は御遠慮ください。

【宛先】〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部福祉長寿局 介護保険課 介護人材班

※封筒の表に「外国人介護人材獲得強化事業 事前協議書在中」と記載してください。

### ○協議書受付期間

令和7年9月2日(火)から令和7年9月26日(金)【必着】